

平成 26 年 2 月 14 日
 平成 27 年 1 月 30 日改定
 平成 27 年 4 月 17 日改定
 平成 27 年 12 月 18 日改定
 平成 28 年 3 月 4 日改定
 平成 28 年 7 月 22 日改定
 平成 30 年 3 月 30 日改定

福 島 県
 大 玉 村
 富 岡 町
 復 興 庁

長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組 《大玉村-富岡町》

1. 避難者等の受け入れの状況

＜避難者の受け入れ（平成 26 年 1 月 23 日時点）＞

- ・大玉村において、安達太良地区の仮設住宅に富岡町から約 390 人を受入れている他、借上げ型仮設住宅への主な市町村の受け入れは、富岡町から約 40 人、浪江町から約 20 人、大熊町から約 10 人。

※ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数（福島県調べ）によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない。

【応急仮設住宅（建設分）の状況】

入居市町村	所在地(団地名)	設置戸数
富岡町	玉井 横堀平	418
計		418

【応急仮設住宅（民間賃貸住宅分）の状況】

市町村	入居戸数
南相馬市	1
大熊町	4
富岡町	11
浪江町	10
双葉町	3
計	29

＜公共施設の受け入れ＞

- ・大玉村役場に近接して、富岡町が役場の出張所（平成 29 年 3 月閉鎖）を設置。また、安達太良応急仮設住宅に隣接して、富岡町が町立の仮設診療所（平成 29 年 3 月閉鎖）及び仮設商店（平成 29 年 3 月閉鎖）を設置。なお、富岡町の主な役場機能は平成 29 年 3 月 27 日から富岡町で再開（大玉村出張所は閉鎖）。

2. 生活拠点の形成に向けた取組方針

(1) 復興公営住宅

- ・長期避難を余儀なくされる方に、避難生活を安心して過ごしていただくために、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移っていただくことが重要。
- ・大玉村における復興公営住宅整備について、「第二次福島県復興公営住宅整備計画（平成 25 年 12 月）」に基づき整備を行うこととし、仮設住宅用地として使用している 8 ha

のうちの一部を活用し、67戸を整備予定であったが、調査等の結果、建設保留としていた8戸については、同地区では需要がないことが判明したことから、平成29年8月の新生ふくしま推進本部会議において建設中止が決定（8戸の建設地区は未定）。

- ・整備主体については、平成25年7月の富岡町長から大玉村長への復興公営住宅整備の要請に基づき、大玉村営として運営。
- ・入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、集会所等を整備し、コミュニティの維持・形成のためのハード整備を実施。

【復興公営住宅の整備】

	所在地	整備主体	戸数	住居形態	入居開始
第一期	大玉村玉井横堀平 (横堀平団地)	大玉村(県代行)	59戸	一戸建	H27.10.15~
			8戸	【建設中止】	
合計			59戸		

(2) 役場機能

- ・避難元の富岡町において、大玉村内の避難者に対する行政サービスの拠点として、大玉出張所（所在地：安達郡大玉村玉井字台 45-1）を設置。

(3) 関連基盤

<教育機関>

- ・避難元の富岡町においては、当面の間は、三春町に立地する富岡町営の中学校へスクールバスを運行。
- ・また、大玉村立の小中学校等への区域外就学にも、引き続き対応。

<医療機関、介護サービス>

- ・医療機関・医療サービスについては、隣接医療機関との連携を図るなど、入居者が安心して生活できる医療支援策を実施。
- ・介護サービスの提供機関は、村社会福祉協議会や病院・民間業者、近隣市村で構成する安達福祉会などが存在する。高齢化率・介護認定率・認定者のサービス利用率ともに緩やかな増加傾向で、介護福祉施設、老人保健施設等は待機の状態が続いており、引き続き介護現場の状況を把握。

<道路整備>

- ・横堀平地区の復興公営住宅整備に伴い、村道皿久保・前ヶ岳線外1線の道路改良等を実施。

<避難者支援事業等>

- ・復興公営住宅整備に伴い、コミュニティ広場の整備を実施。

(4) コミュニティの維持・形成に向けた取組

<コミュニティ交流員の配置>

- ・生活拠点におけるコミュニティの維持・形成を図るため、復興公営住宅入居者同士、避難者及び地域住民との交流活動等の支援を行うコミュニティ交流員を配置し、団地自治会の設立、活動計画の策定補助、交流会の企画・運営及び地域との関係構築のサポート等を実施。

【コミュニティ交流員の配置時期】

所在地	配置時期
大玉村玉井横堀平(横堀平団地)	H27.9～

【コミュニティ交流員の配置人数】

H26 年度末	H27 年度末	H28 年度末	H29 年度末	H30 年度末
—	13 名	17 名	21 名	21 名

※大玉村、郡山市、田村市、白河市、本宮市、三春町は、郡山拠点の交流員が担当。

3. 生活拠点の形成に関連した諸制度

(1) 届出避難場所証明

- ・長期にわたる避難生活において、民間契約等の際に避難者がその避難場所について証明することを求められる事例があるとの意見等を踏まえ、平成 24 年 12 月 19 日、総務省から避難場所に関する証明の発行について「届出避難場所証明事務処理要領」に係る通知を发出。
- ・富岡町では、平成 24 年 2 月より富岡町からの避難者の居所を証明する取組みを独自に実施してきたところであるが、上記通知を踏まえ、平成 25 年 4 月 1 日から、申請者に対し、届出避難場所証明書発行事務を開始。

【届出避難場所証明書の各市町村における発行開始日】

市町村	発行開始日	市町村	発行開始日
いわき市	H25.2.1～	川内村	H25.4.1～
田村市	H25.2.15～	大熊町	H25.3.1～
南相馬市	H25.2.15～	双葉町	H25.2.1～
川俣町	H25.2.12～	浪江町	H25.3.1～
広野町	H25.2.15～	葛尾村	H25.2.1～
楡葉町	H25.4.1～	飯舘村	H25.2.15～
富岡町	H25.4.1～		

(2) 避難者の受け入れに伴う財政負担

- ・平成 27 年度までは、東日本大震災前の平成 22 年国勢調査人口を基に普通交付税の算定を行ってきたため、原発避難者特例法による受入市町村の避難者への行政サービスに係る特例事務等の実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、特別交付税による財政措置が講じられてきた。
- ・平成 28 年度からは、平成 27 年国勢調査人口を基に、受け入れた避難者分を含め、普通交付税による財政措置を講じることにより、避難者を受入れている自治体に対して適切に財政措置が講じられている。